

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（金融庁）

制 度 名	金融商品取引所の「取引参加者」の範囲の見直しに伴う所要の措置	
税 目	所得税	
要 望 の 内 容	<p>金融商品取引法（以下、「金商法」という。）の改正により、金融商品取引所は、商品関連市場デリバティブ取引について、当業者（商社、事業者）等を取引参加者とできることとなった。</p> <p>このため、当業者等の金融商品取引所への告知義務及び当業者等の取引の相手方である取引所の税務署への支払調書提出義務を定め、先物取引の差金等決済に係る告知制度及び支払調書制度を拡充する必要がある。</p> <p>【金商法第 112 条第 2 項】前項に定めるもののほか、会員金融商品取引所は、定款の定めるところにより、当該会員金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場において商品関連市場デリバティブ取引のみを行うための取引資格を与えることができる。（略）</p> <p>【金商法第 113 条第 2 項】前項に定めるもののほか、株式会社金融商品取引所は、業務規程の定めるところにより、当該株式会社金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場において商品関連市場デリバティブ取引のみを行うための取引資格を与えることができる。（略）</p>	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （－ 百万円）

新
設
・
拡
充
又
は
延
長
を
必
要
と
す
る
理
由

(1) 政策目的

現在の商品取引所の参加者である商社や石油販売業者については、商品先物取引法（以下「商先法」という。）上、許可制や登録制に基づく規制の対象とされておらず、商品取引所が自ら、その取引資格を与えることとされている。

「総合的な取引所」においても、商先法の現行の取扱いと同様に、これら事業者等の取引の円滑化に配慮し、現行商先法と同様に金融商品取引所が参加資格を与えることを可能とする枠組みを整備している。

(2) 施策の必要性

今般の金商法改正において、金融商品取引所は、商品関連の市場デリバティブ取引について、当業者（商社、事業者）等に取引資格を与えることができることとしている。

現行、所得税法第 224 条の 5 において、先物取引の差金等決済をする者は、その氏名又は名称及び住所を、同条第 1 項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に告知しなければならないこととされている。

また、所得税法第 225 条第 1 項第 13 号において、法第 224 条の 5 第 1 項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者は、支払に関する調書を税務署長に提出しなければならないこととされている。

今般の改正案により、金融商品取引業者等でない者が委託によらずに商品関連の市場デリバティブ取引を行うことが可能となるため、かかる金融商品取引業者等以外の者が行う差金等決済の把握が必要となる。

このため、所要の税制措置が必要である。

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ 公正・透明で活力ある市場の構築 2 市場機能の強化のための制度・環境整備
		政策の達成目標	(政策目的と同じ)
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする
		同上の期間中の達成目標	(政策目的と同じ)
	政策目標の達成状況	金商法上の「取引参加者」の範囲の見直しに伴う技術的な要望であるため、該当せず。	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	告知については、当業者等が適用対象 支払調書については、金融商品取引所が適用対象
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	適正な課税の確保
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
要望の措置の妥当性		関連せず	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	該当せず
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	該当せず
	前回要望時の達成目標	該当せず
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	該当せず
これまでの要望経緯		なし